

サプライヤー 行動規範

本規範は、CBREの基本的な倫理および業務遂行に関するサプライヤー向けの要件を定めております。

CBRE Group, Inc.（その部門、部署、関連会社および子会社を含み、以下、総称して「CBRE」といいます。）は、職業上の高度な基準ならびに法令の文言および趣旨を遵守し、業務を遂行することとしております。CBREは、業界リーダーかつ責任ある企業として、CBREが事業を展開しているすべての地域において倫理および業務遂行に関する高度な基準の推進に努めております。貴社（以下「サプライヤー」といいます。）は、CBREに製品またはサービスを提供するサプライヤーとして、CBREの成功に欠くことができません。CBREが責任をもって高品質のサービスを提供するために、CBREは、サプライヤーに対し、本サプライヤー行動規範（以下「本規範」といいます。）の遵守を求めています。

本規範は、CBREの基本的な倫理および業務遂行に関するサプライヤー向けの要求事項を定めております。本規範は、サプライヤーが遵守すべき要件をすべて網羅するものではなく、基本的な要件の概要を定めるものです。本規範において、「法令」とは、すべての適用ある法律、規則、命令、ルール、決定および行政指導を意味します。

サプライヤーは、その役員、従業員、代理人、代表者、サプライヤー、下請業者その他のビジネスパートナーが本規範で定められた要求事項を確実に理解し遵守することについて責任を有しています。本規範の違反（例えば、違法行為や人権侵害を含みますが、それらだけに限りません。）またはそのおそれがあることを知った場合、サプライヤーは書面にてCBREに速やかに通知するものとします。

贈賄禁止/汚職防止

サプライヤーは、製品およびサービスの品質や利点のみにより競争しなければなりません。サプライヤーは、他者（CBREの顧客、従業員またはサプライヤーを含みますが、これらに限定されません。）の義務を怠らせ、CBRE、サプライヤーその他の者に不当な業務上の利得または便宜を与えることを目的として、有価物（ビジネス上の贈答品または優待を含みますがこれに限定されません。）を直接的にも間接的にも申し出、約束、承認または提供してはなりません。したがって、サプライヤーは、サプライヤーの関連事業またはその関係者が直接的または間接的に製品またはサービスを提供するすべての国、その他サプライヤーが業務を遂行するすべて国における、汚職防止、反マネーロンダリングおよび詐欺その他の金融犯罪（脱税および脱税を助長する行為を含みます。）の防止に関するすべての法令を遵守し、また、その従業員、代表者および下請業者にもこれを遵守させるものとします。

不公正な取引方法

サプライヤーは、自らのためか、CBREその他の者のためかを問わず、いかなる理由でも違法な反競争的行動または詐欺的取引行為に関与してはなりません。したがって、サプライヤーは、入札談合や価格協定を行ってはず、その顧客、CBRE、サプライヤーその他の者の競争上重要な機密情報（価格、コスト、技術データに関する情報を含みますがこれに限定されません。）をCBREまたはサプライヤーの競合他社に提供してはなりません。また、サプライヤーは、自己の利益または他社の利益を得るために、公正な取引を拒否すること、奪略的または差別的な価格設定への関与、特定の製品の販売やサービスの提供を他の製品の販売やサービスの提供の条件として掲げること（抱き合わせ）、その他同様の不正な手段により、市場支配力を濫用してはなりません。サプライヤーは、自らのためか、CBREその他の者のためかを問わず、その他の欺瞞的または不正な取引慣行に関与してはなりません。また、サプライヤーは、CBRE、サプライヤーその他の者の製品やサービスに関して不実表示または虚偽の説明を行ってはなりません。同様に、サプライヤーは、CBREもしくはサプライヤーの競合他社またはそれらの製品またはサービスを中傷してはなりません。

企業の不正行為

サプライヤーは、自らおよび/またはそのサプライチェーンが、どの国・地域の法制によるものであるかにかかわらず、政府による制裁、禁輸、または規制の対象となる場合には、その旨をCBREに開示しなければなりません。

情報セキュリティおよび記録管理

サプライヤーは、自らが取り扱い、または保有する機密情報または個人情報の偶発的または違法な破壊、損失、改ざん、不正開示または不正アクセス（以下「データ違反」といいます。）等のリスクに対応するために必要なレベルの技術的・組織的な安全管理措置を講じることにより、これらの情報を適切に保護しなければなりません。サプライヤーは、情報管理について同等の技術的・組織的セキュリティを確保しているサプライヤーおよび下請業者のみと取引するものとします。

サプライヤーがCBREまたはCBREの顧客に代わって取扱いまたは処理を行っている情報についてデータ違反が発生した場合または発生が合理的に疑われる場合、かかるデータ違反の影響またはリスクをサプライヤーがどのように評価するかにかかわらず、サプライヤーは、速やかにCBREに通知しなければなりません。サプ

イヤーは、かかるデータ違反の調査およびかかるデータ違反への対応のために合理的に要請されたすべての情報をCBREまたはその顧客に提供し、適用される法令に基づくすべての義務が遵守されるよう徹底しなければなりません。

サプライヤーは、説明責任を果たすために、完全かつ正確な記録を作成および管理しなければならず、記録されている情報、事象または取引の改ざん、省略、不実表示または隠ぺいを行ってはなりません。記録は適用される法令に従って適切に保管および消去しなければなりません。

データプライバシー

サプライヤーは、CBRE、CBREの顧客、CBREの従業員または他のサプライヤーのために取り扱うデータの保護、プライバシーおよび情報セキュリティに関して適用されるすべての法令（以下総称して「データ保護法」といいます。）を遵守しなければならず、CBREがデータ保護法の違反を引き起こすような態様でサービスを提供してはなりません。

サプライヤーが業務またはサービスを遂行または提供している国においてサプライヤーに適用される法律または規則が、サプライヤーのデータ保護法遵守またはCBREとの契約条件の履行の妨げになっている場合、またはかかる遵守もしくは履行に重大な悪影響を及ぼす可能性があるかと判断した場合（現行法に基づくか法改正によるかを問いません。）サプライヤーは速やかにCBREに通知しなければなりません。

利益相反

サプライヤーは、CBREと取引する際には、利益相反または利益相反になり得る状況を回避しなければなりません。取引上の決定またはベンダーの選定における直接的な個人的利害関係や経済的利害関係など、サプライヤーとCBREとの間で現実には、または外形上の利益相反となる状況が発生した場合、サプライヤーはCBREに速やかに報告しなければなりません。また、サプライヤーは、CBREへの事前の書面による通知なしに、CBREの役員、従業員または代理人との間で、これらの者のCBREに対する受託者責任またはCBREとこれらの者との間の利害関係に相反するような取引を行ってはなりません。

労働

サプライヤーは、業務を遂行する国々で適用されるすべての法令を遵守し、すべての人々を尊重しなければなりません。サプライヤーは、業務を遂行する上で人権を尊重する責務を負い、United Nations Universal Declaration of Human Rights（国際連合世界人権宣言）が定める基準を遵守するものとします。本規範で定める労働基準は、サプライヤーのすべての労働者（臨時労働者、移民労働者、学生労働者、業務委託先、正社員その他すべての労働者を含みます。）に適用されます。適用される労働基準は以下のとおりです。

1. **児童労働** サプライヤーは、職場における違法な児童雇用および児童搾取を行いません。サプライヤーは、児童搾取の撲滅のために尽力し、ベンダー、サプライヤーその他の第三者との取引において、児童を労働に従事させることを禁止します。サプライヤーは、児童搾取についての認識を社内で高め、問題を察知した場合には、司法当局と協力して対応するものとします。

2. **人身取引、奴隷制度、請願作業の権利** サプライヤーは、すべての人々の自由選択を尊重し、いかなる従業員にも強制的または義務的、囚人的な労働を課すことを禁止します。サプライヤーは、自由選択がほとんど、または全くない状況で業務を強要する組織や法人とは取引その他の関与をせず、そのような組織や法人を容認しません。サプライヤーは、UN Guiding Principles on Business and Human Rights（ビジネスと人権に関する国際連合指導原則）を遵守し、サプライヤーの従業員の間で人権保護に関する認識を高めるよう尽力します。サプライヤーが人権保護に関する問題を察知した場合には、司法当局と協力して対応するものとします。
3. **偏見と差別からの解放** サプライヤーは、CBREが平等性、ダイバーシティおよびインクルージョンに関する最高の基準を要求していることを認識し、これに積極的に取り組みます。サプライヤーは、個人のステータス（人種、肌の色、宗教、国籍、性別、性的指向、性別認識、年齢、障害、退役軍人または軍人の地位その他法律で保護されている特性等）に基づくハラスメントや差別のない、開放的な職場を維持するために尽力します。サプライヤーは、そのような平等性、ダイバーシティおよびインクルージョンを促進し、ハラスメントや報復のない環境を育むために必要なポリシーおよび慣行を定めるものとします。
4. **労働時間および賃金** サプライヤーは、サプライヤーの従業員の賃金および労働時間に関するすべての法令を遵守します。サプライヤーは、労働者の搾取を防止するために、必要に応じて、地域別および国別の詳細なポリシーを策定します。サプライヤーは、倫理的な雇用主となり、労働基準を改善し、従業員の貢献を尊重し、公正に報酬を与えるよう尽力します。
5. **結社の自由** サプライヤーは、従業員の権利を尊重し、結社の自由および団体交渉に関するすべての法令を遵守します

安全衛生

サプライヤーは、事業を行う地域で適用されるすべての安全衛生法および規制を遵守し、CBREおよびCBREのクライアントの安全管理システム（すべての危険な作業方法、事故、インシデント、ニアミス、職業性疾病、職場暴力の報告の記録、報告、調査を含みます。）のすべての要求事項に従うものとします。サプライヤーは、安全なシステムと作業方法を通じて、労働者が潜在的な健康と安全の危険にさらされることをなくすか減らすことにより、業務上の怪我や病気の発生を抑制するものとします。作業現場において、サプライヤーの労働者は、許可された指定場所でのみ喫煙するものとします。

環境および持続可能性

サプライヤーは、ビジネスを行う上で適用されるすべての環境法および規制を遵守し、CBRE またはCBREのクライアントの環境マネジメントシステムにおけるすべての要求事項に従うものとします。

サプライヤーは、地域社会、環境、天然資源への悪影響を排除または最小化し、人々の健康と安全、環境への影響を保護しなければならないことを認識し、資源やエネルギーを効率的に活用し、クリーンエネルギーの利用や省エネに取り組みます。これには、サービスの一環としてエネルギー効率の高い機器を利用することも含まれます。該当する場合、サプライヤーは、すべての廃棄物が正しく処理され、適切な再利用計画が実施され、環境に優しい製品の促進と使用、強固な緊急対応手順が実施および利用されることを保証するものとし、

サプライヤーは、適用される法令およびCBREまたはCBREのクライアントの環境管理システムの要求に従い、すべての環境事故およびインシデントを記録、報告、調査し、合意された管理を実施するものとし、

薬物とアルコールの使用

サプライヤーは、CBREのGlobal Drug and Alcohol Use in Workplace policy

(<https://bit.ly/3ubL6M1>) のうち、そこに定義および規定されている「CBRE Personnel」に適用される規定を遵守するものとし、

贈答品および謝礼

サプライヤーは、他者の義務を怠らせ、CBRE、サプライヤーその他の者に不当な業務上の利得または便宜を与えることを目的として、CBREの役員、従業員または代理人に贈答品、娯楽その他物的価値のある景品等またはコミッション、報酬もしくはリベートを供与してはならず、またこれらをCBREの役員、従業員または代理人から受け取ってはなりません。

非報復

サプライヤーの従業員は、就業場所の安全、強制労働、就業時間と賃金の問題、贈収賄、およびその他の潜在的な不正行為や違反行為に関する懸念を含め、またこれに限定されないあらゆる事柄について、報復を恐れることなく、懸念を自由に報告できなければなりません。

CBREの適合性検証

CBREは、サプライヤーが本規範を遵守することを監視し、確実に遵守させる責任を負いません。サプライヤーは、その役員、従業員、代理人、サプライヤー、下請業者その他のビジネスパートナーが本規範を完全に遵守していることを確認するのはサプライヤー自身の責務であることを認識し、これに同意します。ただし、サプライヤーは、CBREへサービスを提供し製品を供給するにあたり、サプライヤーが本規範を遵守しているかをCBREまたはその代理人が評価・検証することに同意します。このような評価・検証には、サプライヤーの施設への立ち入り調査およびサプライヤーの関連情報（サプライヤーが本規範を遵守していることを証明する記録、証明書、許可証その他の文書を含みます。）の審査が含まれますがこれに限定されません。

一般条件

本規範がCBREとサプライヤーとの間の契約条件と矛盾するかこれに抵触し、契約条件の方が本規範よりも厳しい条件を定めている場合は、サプライヤーはより厳しい契約条件を遵守しなければなりません。本規範についてご質問やご意見（貴社によるCBREへの業務の提供における特定の状況について本規範がどのように適用されるかのご質問を含みます。）がある場合や、本規範の違反について報告する場合は、CBREの担当者にご連絡ください。

告発ホットライン

CBREの従業員およびステークホルダー（サプライヤー、請負業者およびその従業員を含みます。）は、「CBRE倫理ホットライン」を通じて、CBREの企業行動規範に関する質問や通報を秘密裡かつ匿名で行うことができます。「CBRE倫理ホットライン」は独立した企業であるEthicsPointによって年中無休で運営されています。国内・国際通話料無料の電話番号およびオンライン報告ツールは[こちら](#)です。